

(別添1)

【神奈川県藤沢市】
端末整備・更新計画

単位は各項目の（）内に記載

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	33,788	33,232	32,903	32,259	31,636
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	38,856	38,216	25,653	11,629	0
③ 整備台数 （予備機除く）（台）	0	10,596	11,551	10,435	0
④ ③のうち 基金事業によるもの（台）	0	10,596	11,551	10,435	0
⑤ 累積更新率	0%	31.9%	67.3%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数（台）	0	1,589	1,732	1,194	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの（台）	0	1,589	1,732	1,194	0
⑧ 予備機整備率	0%	15%	15%	11.4%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

（端末の整備・更新計画の考え方）

当市においては、令和2年に導入した一人一台端末について、財政負担平準化の観点から、2025年（令和7年）から3か年かけての更新を予定している。令和7年度には中学校・特別支援学校の端末を更新し、令和8年度から令和9年度にかけては小学校の端末を更新する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：34,603台

○処分方法

- ・使用可能な旧端末を、学校や教育委員会で使用：10,900台（概算）
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託：23,703台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- 自治体の職員が行う
 - ・処分事業者へ委託する

データの消去については、端末情報の管理を行うツールであるMDM（モバイルデバイス管理）を使用し、端末に残されたログイン情報等を遠隔で消去する手法（デプロビジョニング）をとる。

○スケジュール（予定）

2025年（令和7年）

- 9月 中学校・特別支援学校において、新端末の使用開始
- 10月 故障した旧端末は、翌年度以降の処分時まで保管施設にて一時的に保管する

使用可能な旧端末については、主に次の2通りの方法で活用する方針である。

①小学校低学年（1～2年生）に再配当する

※現在、小学校では1～2年生と3年生以上で、使用している端末の機種が異なっており、指導上の負担となっていることから、上記の措置により混在が解消できる見通しである。

②教員以外の学校職員（スクール・サポート・スタッフ等）へ配当

2026年（令和8年）

- 6月頃 一般競争入札により、処分事業者を選定
- 9月 小学校（4～6年生）において、新端末の使用開始
- 10月 リユースしない旧端末を処分事業者へ引き渡し

2027年（令和9年）

- 6月頃 一般競争入札により、処分事業者を選定
- 9月 小学校（1～3年生）において、新端末の使用開始
- 10月 リユースしない旧端末を処分事業者へ引き渡し

○その他特記事項

リユースする旧端末については、各機種のOSサポート期限までを目途に引き続き活用し、故障やサポート切れにより使用できなくなった段階で、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ処理を委託する予定である。

（「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由